別表１　関係法令等確認書（第４条関係）

　下表は、太陽光発電設備の設置にあたり、町が所管する関係法令等による手続き等の概要をまとめたものです。(国・県等関係機関が所管する関係法令等(電気事業法等)は、記載しておりません。)。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認法令等 | 手続区分 | 遵守事項及び該当する場合の手続き・対応等 | 担当部署 |
| (1)騒音規制法　　□　該当　　□　該当なし | 届出 | 設置区域が左記の法律の第3条第1項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、重機(くい打機、さく岩機など)を使用する特定建設作業を実施する場合は届出が必要。（該当する場合の手続き・対応等）届出日　　　年　　　月　　　日 | 町民福祉課 |
| (2)振動規制法　　□　該当　　□　該当なし | 届出 | 設置区域が左記の法律の第3条第1項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、重機(くい打機、ブレーカーなど)を使用する特定建設作業を実施する場合は、届出が必要。（該当する場合の手続き・対応等）届出日　　　年　　　月　　　日 | 町民福祉課 |
| (3)土壌汚染対策法　　□　該当　　□　該当なし | 届出 | 3,000㎡以上(有害物質使用特定施設が設置されている事業場においては900㎡以上)の土地の形質の変更を行う場合は、届出が必要。（該当する場合の手続き・対応等）届出日　　　年　　　月　　　日 | 町民福祉課 |
| (4)田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例　　□　該当　　□　該当なし | 協定 | 設置区域について、県外から搬入された土砂等を用いて、面積が1,000㎡以上又は体積が1,000㎥以上の埋立て等を行う場合は、左記条例の第6条に規定する町に対する事前協議を行うほか、同条例第7条に規定する協定を町と締結すること。（該当する場合の手続き・対応等）締結日　　　　年　　　月　　　日 | 町民福祉課 |
| (5)都市計画法　　□　該当　　□　該当なし | 許可・届出 | 設置区域について、1,000㎡以上の土地で開発行為に該当する場合は、左記の法律に規定する許可を受けること。また、開発行為に該当しない場合は、開発行為でない旨の届出を行うこと。（該当する場合の手続き・対応等）申請日　　　年　　　月　　　日許可日　　　年　　　月　　　日届出日　　　年　　　月　　　日（該当なしの届出） | 建設課 |
| (6)建築基準法□　該当□　該当なし  | 確認 | 太陽光発電設備の架台下の空間を屋内的用途に供する場合、確認申請が必要となる場合がある。架台下の空間を屋内的用途に供しない場合でも、高さが4ｍを超える場合は、確認申請が必要。(ただし、電気事業法において安全性が担保されている場合は除く。） | 建設課 |
| (7)道路法　　□　該当　　□　該当なし | 許可 | 設置区域への取付道路や隣接道路など町道の形状を変更する場合は、左記の法律の第24条の許可を受けること。設置区域及び設置区域外の道路において、太陽光発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他工作物を設け、接続して使用しようとする場合は、左記の法律の第32条の許可を受けること。（該当する場合の手続き・対応等）申請日　　　年　　　月　　　日許可日　　　年　　　月　　　日 | 建設課 |
| (8)田布施町法定外公共物管理条例□　該当　　□　該当なし | 許可 | 設置事業において、左記条例の第5条に規定する行為を行う場合は、同条に定めるところにより、町長の許可を受けること。（該当する場合の手続き・対応等）申請日　　　年　　　月　　　日許可日　　　年　　　月　　　日 | 建設課 |
| (9)国土利用計画法　　□　該当　　□　該当なし | 届出 | 設置区域について、左記の法律に規定する5,000㎡以上の土地売買等にかかる土地取引に該当する場合、同法第23条に規定する届出を行うこと。（該当する場合の手続き・対応等）届出日　　　年　　　月　　　日 | 企画財政課 |
| (10)文化財保護法　　□　該当　　□　該当なし | 届出 | 事前に設置区域若しくはその周辺地域について、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を田布施町教育委員会に照会し確認を行うこと。埋蔵文化財の包蔵地である場合には、左記の法律の第93条第1項に規定する事前の届出等を行うこと。（該当する場合の手続き・対応等）届出日　　　年　　　月　　　日 | 社会教育課 |
| (11)農地法(農業振興地域の整備に関する法律)　　□　該当　　□　該当なし | 許可 | 農地である土地において発電設備を設置する場合は、農地転用に係る許可又は届出が必要。発電設備の下部で営農を継続する場合(営農型太陽光発電設備)も同様。農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農業振興地域に指定されている土地においては、営農型太陽光発電設備以外の発電設備は、一部の例外を除き、設置することができない。（該当する場合の手続き・対応等）申請日　　　年　　　月　　 日許可日　　　年　　　月　　 日 | 経済課 |
| (12)森林法　　□　該当　　□　該当なし | 許可・届出 | 事業区域が地域森林整備計画の対象となっている民有林において、開発行為（土石又は樹根の掘削、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者で、太陽光発電設備の設置を目的とする場合、5,000平方メートルを超えるものは、左記の法律の第10条の2の規定に基づく開発の許可を得ること。左記の法律の第10条の8第1項の規定により立木を伐採しようとするときは、伐採しようとする日の30日から90日前までの間に同法に基づく届出が必要。（該当する場合の手続き・対応等）許可日　　　年　　　月　　　日届出日　　　年　　　月　　　日 | 経済課 |
| (13)その他の法令(条例を含む）□　該当　　□　該当なし |  |  |  |